
プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 365 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 365 回企業会計基準委員会（2017 年 7 月 28 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. 事務局の提案に対し、次の意見が聞かれた。

仮想通貨の売却損益の認識時点

3. 仮想通貨の売却損益の認識時点として約定日をベースとすることには賛成するが、クロス取引の動機を生じさせないように「支配」又は「リスク及び経済価値」の移転といった抽象的な基準を掲げた方がよいのではないか。

顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理

（顧客からの預かり資産に係る資産及び負債の認識について）

4. 顧客からの預かり資産は仮想通貨交換業者の債権者等にとって仮想通貨交換業者の破綻時以外は影響しないこと、顧客からの預かり資産には仮想通貨交換業者の支配やリスク及び経済価値が及ばないこと、倒産隔離に関わる法整備がなされた際に大きく会計基準を変更することにならないようにすることを踏まえると、顧客からの預かり資産は仮想通貨交換業者の資産や負債に認識しないことが適切であり、開示等の対応に留めておくべきではないか。
5. 法整備が十分でない現段階においては、オフバランスすることでかえって顧客の預かり資産が保護されているとの誤解を与えかねず、また仮想通貨交換業者が預かり資産を自由に処分できることから、オンバランスする事務局案に賛成する。

（顧客からの預かり資産に係る期末評価）

6. 仮に事務局案のとおり顧客からの預かり資産を資産計上とした場合には、取得原価で評価される仮想通貨に関する検討が十分になされていないのではないか。

仮想通貨の期末評価

(仮想通貨の原則的な期末評価の方法)

7. 仮想通貨交換業者にとっては棚卸資産に類する性質をもつことや仮想通貨の世界中の市場価格を網羅的に観察することは実行可能性が乏しいことから、自己の仮想通貨は原則として取得原価で評価し、流動性が高く回転率が高いものに限って実務上の便法として時価評価することを認める方法を採用すべきである。
8. 取得原価で評価する場合も、一時的な価額の上昇をとらえた益出しが可能であるなど、取得原価での評価が必ずしも仮想通貨の急激な時価の変動に対する十分な対応策とは言えないと考えられる。

(活発な市場が存在する仮想通貨の時価の算定方法)

9. 仮想通貨の売気配と買気配の差（スプレッド）は一般的にかなり広いと考えられるため、期末評価を行う際の時価がどの価格を指すのかを定めておく必要がある。
10. 時価評価の独立性の観点から自己の運営する市場における取引価額が使用できないとする事務局提案に対しての、大手の仮想通貨交換業者にとって不利である可能性があるとの聞かれた意見については、どのように対応を行っていくのか。
11. 仮想通貨の急激な時価の変動に対する期末評価における対応として、市場価格に異常性が認められる場合に期末評価として使用する時価から除外する規定が他の会計基準でも存在すると考えられるため、これらを参照してはどうか。

(活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨の期末評価)

12. 取引の乏しい仮想通貨を取得原価で評価して減損処理することについては、すでに仮想通貨の役割もなくなっていることを踏まえると違和感はない。減損処理される際に、ゼロ評価まで減損される可能性がある点については実務の積み重ねが必要になる。
13. 金融商品のように時価評価を行うか棚卸資産のように取得原価で評価して減損を行うかでは、金融商品の時価評価では単価のみに基づいて評価額が決定される一方で、棚卸資産の減損では、例えば単価が維持されていても売り捌けないほど大量在庫を保有している場合には減損しなければならない状況もあり得るのではないか。

以上